

独占禁止法における違反抑止制度の 在り方等に関する論点整理

平成 1 8 年 7 月 2 1 日

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

目 次

はじめに	1
1 検討の際の視点・留意点	2
2 違反抑止制度の在り方	3
（１）法執行手段等の多様性について	4
（２）課徴金制度について	4
ア．現行法の課徴金の抑止力（算定率等）について	5
イ．課徴金納付命令の対象となる独占禁止法違反行為類型の範囲について	5
ウ．課徴金減免制度について	6
エ．課徴金の法的性格、算定方法（不当利得相当額等を根拠とする必要性）等について	6
オ．企業において法令遵守の取組が行われていた場合に、このことを課徴金の算定に当たって考慮する仕組みについて	7
（３）刑事罰について	8
ア．課徴金と刑事罰の併科と憲法の禁止する二重処罰について	8
イ．課徴金と刑事罰の併科等について	9
（４）違反行為のあった法人の代表者に対する制裁の強化について	10
（５）民事訴訟の活用について	10
3 審査・審判の在り方（公正取引委員会における手続の在り方）	11
（１）審判官の在り方について	13
（２）審判を経て処分を行う手続を処分後に不服審査としての審判を行う手続としたことについて	13
（３）不服審査の在り方について	13
（４）排除措置命令と課徴金納付命令の在り方について	14
（５）審査・審判と適正手続の保障について	14
4 不公正な取引方法に対する措置の在り方	15
5 その他	17
（１）公共調達における入札談合問題について	17
（２）公正取引委員会が行う警告、注意について	17

資料編

はじめに

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）は、カルテル・入札談合等を禁止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することによって、国民経済を発達させ、消費者利益を確保することを目的とする法律である。しかしながら、独占禁止法違反行為が後を絶たないことから、違反行為に対する執行力・抑止力を十分なものとするため、課徴金制度の見直し（課徴金の算定率の引上げ、対象となる行為の拡大等）、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審判手続の見直し等を内容とする法改正が行われたところである（平成17年法律第35号。平成17年4月成立、平成18年1月施行。以下「改正法」という。）。

改正法附則において、「政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（附則第13条）とされている。

改正法附則の規定に鑑み、内閣官房長官の私的懇談会として「独占禁止法基本問題懇談会」が平成17年7月から開催され、これまでに、有識者等からのヒアリングを含め、15回の会合が重ねられてきた。¹

このたび、独占禁止法基本問題懇談会においては、これまでの懇談会における議論を踏まえた「論点整理」（文責：内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室）を公表し、広く各層の意見を求めることとした。「論点整理」は、独占禁止法における違反抑止制度の在り方等について、一定の方向性を示したものではなく、どのような論点があるかを整理したものであり、示された論点に対する意見や今後の検討に際して参考となる情報、「論点整理」には挙げられていないが追加すべき論点等を募ることを目的としている。懇談会においては、寄せられた意見等を踏まえつつ、また、改正後の独占禁止法の施行状況も注視しながら、引き続き検討を行い、鋭意検討結果の取りまとめ作業を進める予定である。

¹ 懇談会の開催状況、資料、議事録等については
<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/index.html> 参照。

1 検討の際の視点・留意点

< 解説 >

（独占禁止法の目的と手段）

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を確保・促進することによって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発達を促進することを目的としている。

こうした法目的を達成するため、独占禁止法では、カルテルなどの競争制限的な行為を違反行為として禁止し、その実効性を確保するため、違反行為を行った事業者等に対する行政処分、刑事処分等が設けられ、違反被疑事業者等に対する調査権限が公正取引委員会に与えられている。

独占禁止法は上記のような法律であることから、その在り方の検討に際して必要な視点として、以下のものが挙げられる（委員の意見のうち、太枠内は意見が一致したものである。以下、すべての項目について同じ。）。

（委員の意見）

（１）違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること

- 違反行為を行った事業者等については、行政処分や刑事処分が課（科）されるが、これらの処分は、違反行為を抑止する観点から、十分なものでなければならない。

（２）実効的な法執行が可能な制度であること

- 違反行為を行った事業者等に課され得る処分が十分であっても、実際に処分がなされなければ抑止力が確保されず、実効的な法執行が可能な制度であることが重要である。

（３）行政処分に際して適正手続が保障されていること

- 独占禁止法の法執行の中心をなすのが公正取引委員会による行政処分（排除措置命令・課徴金納付命令）であるが、その際に、公正で透明な手続が確保されることも要請される。

((2)(3)の両者に関連して)

- 適正手続に配慮しつつ、いかに実効的な法執行を確保していくかという視点が重要である。

(4) 国内の他の制度や外国の制度とも比較しつつ検討すること

- 我が国において参考となると考えられる制度(税法、証券取引法等)と比較しつつ検討することは有益である。また、海外主要国の制度との比較も参考となるが、その際には、単に競争法だけで比較するのではなく、それぞれの国における基本法制(司法制度や行政手続)の在り方の相違も踏まえて比較・検討が行われるべきである。

2 違反抑止制度の在り方

<解説>

(独占禁止法違反行為の概要)

独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限(第3条)、不公正な取引方法(第19条)等を禁止している。これらの概要は以下のとおり。

私的独占：市場における有力な事業者が、新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除することで、市場における競争を実質的に制限すること(排除型)。市場における有力な事業者が、同業者や流通事業者などの事業活動を支配することで、市場の価格や数量を制限して、市場における競争を実質的に制限すること(支配型)。

不当な取引制限：価格や生産・販売数量などを制限する協定、合意をいう。制限しようとする内容によって、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル、入札談合などがある。

不公正な取引方法：公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、公正取引委員会が指定するもの。この指定には、すべての業種に適用される「一般指定」と、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」とがある。一般指定では、16の行為類型が不公正な取引方法として指定されている(取引拒絶、不当廉売、再販売価格拘束、欺瞞的顧客誘引、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等)。

(独占禁止法上の執行手段)

独占禁止法違反行為に対しては、公正取引委員会により事業者等を対象として当該行

為の差止め等の排除措置命令、課徴金納付命令（私的独占（排除型）不正な取引方法を除く。）が課される（行政処分）。²さらに、公正取引委員会が刑事告発することによって、事業者（法人等）及び実行行為者である個人は起訴され刑事罰（不正な取引方法を除く。）を科されることがある（刑事処分）。また、違反行為によって被害を受けた私人等が事業者に対して差止請求訴訟（不正な取引方法に限る。）損害賠償請求訴訟を提起することも可能である（民事訴訟）（資料1参照）。

（その他の措置等）

独占禁止法上の法執行以外に、個別法に基づく監督官庁による監督処分（営業停止命令等）が行われることがある。さらに、公共調達における入札の場合には、法令に基づくものではないが、発注者による指名停止（指名競争入札に際し、妥当でない事業者を一定期間指名しないこと）契約条項に基づく違約金の請求が行われることもある（資料2、3参照）。

（１）法執行手段等の多様性について

（委員の意見）

違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的である。

違反行為を行った事業者に対しては、独占禁止法の法執行に加えて、違反行為により損害を受けた者等による損害賠償請求・不当利得返還請求、監督官庁による監督処分、発注者による指名停止・違約金請求も行われ得るが、全体として事案の悪質性・重大性に応じた措置等による抑止力の在り方を考えるべきである。

（２）課徴金制度について

< 解説 >

（課徴金制度）

カルテル等の独占禁止法違反行為に対して課される課徴金は、関連する売上高等に一定の率（算定率）を乗じて算出される。改正法により課徴金の算定率は引き上げられた（製造業等の大企業について6%から10%等）。課徴金の算定率について、従来は不当

² 排除措置命令に違反した場合は刑事罰の対象となる。また、課徴金を納期限までに納付しない場合（審判手続中を除く。）には、国税滞納処分の例により強制徴収があり得る。

利得と擬制される額の徴収を行うものとして設定されていたが、今回の改正においては、不当利得相当額以上を課すものと説明されている。³

これに加えて、違反行為を繰り返した事業者に対する割増算定率、調査開始前に短期間で違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率が導入された（資料4参照）。

（課徴金減免制度）

改正法により、課徴金減免制度が導入されている。これは、違反事実を自ら報告してきた事業者に対して課徴金を減免することにより、カルテル等の摘発、違法状態の解消及び違反行為防止を図ろうとするものであり、減免は最大3社まで認められる（資料5参照）。このような制度（リーニエンシー制度）は、欧米主要国では既に導入されている。

（主要国の競争法違反に対する金銭的不利益処分）

EC競争法や欧州主要国等においてカルテル行為に対して事業者等に課される金銭的不利益処分は、上限額（世界売上高の10%等）を定めて、競争当局が事案の悪質性・重大性等に応じてガイドライン等に沿って裁量的に賦課する金額を定めるものなどがある。アメリカにおいては、実行行為者である個人とともに法人に対して刑事罰を科している（資料6参照）。

ア．現行法の課徴金の抑止力（算定率等）について

（委員の意見）

改正法による課徴金の算定率の引上げは抑止力の向上に資するものである。算定率は企業の利益率等の実態を踏まえた十分な水準にある。

課徴金の算定率の引上げはまだ不十分である。事業規模及び業種により別途低い算定率が設けられているのは適当ではない。

課徴金の算定期間が最大3年間に限定されているのは適当ではない。

イ．課徴金納付命令の対象となる独占禁止法違反行為類型の範囲について（後記4とも関連）

（委員の意見）

³ 「見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではありませんが、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。」（平成16年11月4日衆議院本会議における内閣官房長官答弁）

課徴金納付命令の対象となっていない私的独占（排除型）不公正な取引方法についても課徴金の対象とすべきではないか。

私的独占（排除型）や不公正な取引方法については、正当な競争行為との区別も難しかったり、競争に与える影響が軽微であったりすることから、課徴金の対象とすべきか慎重に判断すべきである。

ウ．課徴金減免制度について

（委員の意見）

減免対象事業者数を３社まで認める必要はないのではないか。調査開始後の申請者にまで減額を認める必要はないのではないか。

減免対象事業者数を３社に限定する合理的な理由はないのではないか。

エ．課徴金の法的性格、算定方法（不当利得相当額等を根拠とする必要性）等について

（委員の意見）

現行の課徴金は不当利得相当額を算定の根拠としているが、こうした考え方に拘束されるべきではなく、抑止のために必要な金額を課せるようにすべきではないか。

多くの国においては、不当利得の観念を要せずに事案の実情に応じて金額を設定でき、その賦課も裁量によるため柔軟に運用できる金銭的不利益処分を設けており、独占禁止法の課徴金についてもこのような制度にしていくべきで、そうすれば現行の課徴金の対象となっていない違反行為類型にも課すこともできるようになる。また、排除措置命令を課徴金納付命令とともに、一つの決定で下すことができ、減免制度も欧米と同様に弾力的に活用することができる。

不当利得相当額をベースにしないとしても、刑事罰ではなく行政処分なので、その算定に合理的な根拠が必要なのではないか。

裁量制を導入するとしても、あまりに裁量の幅の広い制度とすると法執行面で支障が生じる懸念がある。最近の最高裁判決⁴においても、課徴

⁴ 「独禁法の定める課徴金の制度は、・・・カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め（独禁法８９条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（独禁法２５条）に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、

金制度は行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものとして評価されている。

現行の課徴金と主要国における金銭的不利益処分についてそれぞれの制度のメリット・デメリットについて更に検討し、抑止力の観点から望ましい課徴金制度の在り方を検討していくべきである。

我が国に悪質性・重大性等事案の実情に応じて加減される金銭的不利益処分を導入することについて、そのような行政処分の法的性格をどう考えるべきか、導入について根本的な制約がないかについても検討すべきである。

不当利得相当額を根拠としない金銭的不利益処分を設けるとしたら、日本の従来の法体系の中では、どのように位置づけられるか検討すべきである。

オ．企業において法令遵守の取組が行われていた場合に、このことを課徴金の算定に当たって考慮する仕組みについて

< 解説 >

現行の課徴金制度は、違反事業者が法令遵守体制の整備に努めていたことを評価して課徴金を減額する仕組みにはなっていない。主要国の競争法の中には、違反行為に対する金銭的な不利益の額の算定に当たって、こうした取組が減額要因として挙げられているものもあれば、そうでないものもある。⁵

（委員の意見）

企業における法令遵守の取組を促進する観点から、こうした取組を評価し得る制度（課徴金の算定に当たって減額要素とする等）とすべきではないか。

法令遵守の取組が機能しているのであれば、そもそも違反行為は起こらないはずであり、減額要素とするのは適当でない。

課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」（最高裁平成 17 年 9 月 13 日判決）

⁵ 米国の連邦量刑ガイドラインでは有責性スコアを減じる要素とされているが、反トラスト法違反について認められた例はない。イギリスの financial penalty 算定に関するガイドラインでは減算要素として挙げられている一方、EU の fine の算定ガイドラインでは挙げられていない。

法令遵守の取組を減額要素とするのであれば形式的なもので認めることには意味がないので、実質を伴っているか詳細な調査が必要になると考えられるが、そうすると実効的な法執行が困難になるので適当ではない。

むしろ減額要素ではなく、課徴金減免制度の適用に当たって、企業が法令遵守の取組を進めることを条件とするべきである。

企業の自主的な調査協力を課徴金の減額要素としてもよいのではないか。

(3) 刑事罰について

< 解説 >

(課徴金と刑事罰の併科)

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為をした事業者に対して、排除措置命令・課徴金納付命令といった行政処分をするほか、悪質・重大な事案については、検事総長に対して刑事告発を行うことがある。この場合、起訴、刑事裁判を経て、事業者（法人等）及び実行行為者である個人は刑事罰（法人について5億円以下の罰金等）を科されることがある。したがって、カルテル等の独占禁止法違反を行った事業者は、課徴金と刑事罰が併科され得る。

(課徴金と刑事罰の調整)

改正後の独占禁止法では、課徴金と法人への刑事罰金が併科される場合に、政策的配慮から、課徴金から刑事罰金額の半分に相当する額を控除することとなっている。⁶

ア．課徴金と刑事罰の併科と憲法の禁止する二重処罰について

< 解説 >

我が国の憲法39条後段においては、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」と規定されており、これに関して、これまでに、（改正前の独占禁止

⁶ 「本法案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の二分の一を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したもの」（平成16年11月4日衆議院本会議における内閣官房長官答弁）と説明されている。

法の規定による)課徴金と刑事罰の併科について問題ないとした最高裁判決が出されている。⁷

(委員の意見)

独占禁止法違反に対する法人処罰と課徴金の併科については、最高裁判決もあり憲法にいう二重処罰の問題は生じない。

当該判決は個別事案についてのものであり、一般的に二重処罰の問題は生じないといえるか疑義がある。

イ．課徴金と刑事罰の併科等について

(委員の意見)

課徴金と法人処罰の併科が憲法問題を生じないとしても、世界的にみると、競争法の分野ではこのような立法例はめずらしく、何らかの方法で二重賦課を解消すべきである。具体的には、ア)課徴金と刑事罰金を同一法人に科す場合、前者から後者の額を控除する、イ)事件ごとにどちらを賦課するかを決める、ウ)法人に対する刑事罰を廃止(個人に対する刑事罰は維持)するという方法が考えられる。

違反行為に対しては原則として課徴金を課すことにより迅速に対応するとともに、悪質・重大な事案については、併せて刑事罰を科すという現行法における役割分担は十分に機能している。

刑事罰にはスティグマ(stigma、烙印)効果があり、法人に対する刑事罰を廃止して担当者だけが刑事責任を問われるのは適当ではないので、法人に対する刑事罰は維持すべきである。

両罰規定(従業者が、事業主の業務について違反行為を行った場合、違反行為をした従業者を罰するとともに、事業主も罰することを定める規定)は、従業者が違反行為をした場合、従業者に対する選任監督上の過失責任を問うものに過ぎないから、法人に対する処罰の在り方として疑問がある。

現行法において、課徴金と法人への刑事罰金が併科された場合に、課徴金から刑事罰金額の半分の控除することは、司法判断の後に、行政処

⁷「本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し 不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(オ)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。」(最高裁平成10年10月13日判決)

分により調整するものであり適当ではない。刑事罰の判断に当たって、行政処分が存在を踏まえつつ量刑を判断するのが妥当である。

そもそも のような調整の必要自体がない。

証券取引法における継続開示義務違反に刑事罰と課徴金が併科される
ときと同様に罰金額全額を控除すべきではないか。

刑事処分の手続が進行している場合には、行政処分の手続を停止して、
刑事処分の結果を待つべきではないか。

刑事処分を待たずに、時宜に応じて行政処分を行うことが適当である
こともあるのではないか。

(4) 違反行為のあった法人の代表者に対する制裁の強化について

< 解説 >

独占禁止法違反行為が行われた場合、法人及び違反行為者である個人のほか、違反
行為の存在等を知りながら何もしなかった法人の代表者も刑事罰の対象となり得る
(95 条の 2)。ただし、これまでにこの規定により法人の代表者に対する刑事処分
が行われたことはない。

(委員の意見)

実効的な違反抑止のためには、法人の代表者に対して過失犯として罰
金刑を科せるようにすべきではないか。

違反行為者である個人が刑事罰を科されないとしても取締役等にはな
れないようにすること、法人が刑事罰金を科された場合にその代表者が
何年間か取締役等になれないようにすることも効果的ではないか。

現行法で罰金刑を科すことが既に規定されており、現状で十分である。

(5) 民事訴訟の活用について

< 解説 >

独占禁止法違反行為が行われた場合、被害を受けた私人は、違反行為を行った事業
者等に対して損害賠償請求訴訟を提起することができる。また、不公正な取引方法に
ついては、差止請求訴訟の対象にもなる。

(委員の意見)

私人による差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟は違反抑止制度の重要な
柱の一つであり、独占禁止法違反行為により被害を受けた私人による差
止請求訴訟・損害賠償請求訴訟が機能するようにすべきである。具体的
には、ア) 差止請求訴訟の対象となる違反行為類型を不公正な取引方法

だけでなくその他の独占禁止法違反行為にも広げること、イ)差止請求訴訟を提起するための損害要件(「著しい損害」)の緩和、ウ)団体訴訟制度(一定の要件を満たす団体による訴訟提起を可能とすること)を導入すること、エ)独占禁止法違反行為に係る差止請求訴訟・損害賠償請求訴訟における文書提出命令の要件を不正競争防止法や特許法と同様に緩和することが適当である。

違反の抑止と被害者の救済をともに図るために、課徴金として徴収された金銭を被害者に対する損害賠償や不当利得返還の原資として活かし得る仕組みを考えるべきである。

消費者は独占禁止法違反行為により被害を受けることから、消費者の利益保護を明確にし、不当利益の吐き出しを命じて消費者のために活かし得る制度、消費者の解約できる権利を検討すべきである。

3 審査・審判の在り方(公正取引委員会における手続の在り方)

<解説>

(排除措置命令・課徴金納付命令に係る手続の見直し)

改正前の独占禁止法では、公正取引委員会が行政処分を行うに当たっての基本的な手続は、審判手続を経た審判審決により排除措置を命じるというものであり、違反事件の処理の効率化を図る観点から勧告制度(事業者等が勧告を応諾する場合には、審判手続を省略して審決(勧告審決)することができる)が設けられていた。

しかし、勧告制度は、事業者等が勧告を応諾しない場合、審判手続を経て審決が出されるまでの間は、継続している違反行為に対処する手段が緊急停止命令(緊急の必要がある場合に、公正取引委員会の求めにより、東京高等裁判所が発出)に限られるという問題点があった。そのため、事件処理の効率化、速やかな競争回復を図る観点から、改正法では、事件審査を行った結果、違反行為があると認められる場合には、その時点で行政処分である排除措置命令を出すことができるようにし(勧告制度の廃止)、当該命令を事業者が争う場合には、審判請求により不服審査として審判が開始される制度となった。また、命令に先立つ事前手続として、事業者に対して意見申述・証拠提出の機会を付与する(第48条3項)とともに、委員会の認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠の説明を行うこととされた(公正取引委員会の審査に関する規則第24条及び第29条)。(資料7参照)

また、改正前の独占禁止法では、排除勧告が応諾されなかった場合には、当該排除措置に係る審判手続が終了しなければ課徴金納付命令を行うことができなかった。

改正法により、事前手続を経た上で排除措置命令と課徴金納付命令を同時期に命じ

得ることとなり、双方の命令に係る審判を併合審理することもできるようになった。

（公正取引委員会における審判手続）

排除措置命令・課徴金納付命令を受けた事業者が当該命令を争う場合、まずは独占禁止法執行の独立専門機関としての公正取引委員会に対し審判開始を請求することとされている。審判手続は公正取引委員会自らが行うこともできるし、審決を除く審判手続を事務総局に置かれる審判官に行わせることもできる（この場合、審判官は審決案を作成し、委員会は事業者から委員会への直接陳述や審決案に対する審査官及び事業者の異議の申し立ても踏まえて、審決を出す）。実務上、審判官による審判手続が行われることが通常であり、審判手続の公正さの確保等のため、審判官の独立性・中立性に配慮する規定が設けられている。⁸

なお、審判官の定員は、平成１８年に５名から７名に増員され、このうち現時点で、３名が法曹資格者となっている。

（審決の司法審査）

公正取引委員会の審決に不服がある者は、審決取消訴訟を東京高裁に提起することができる（８５条１号、審級省略）。また、審決取消訴訟においては、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（８０条、実質的証拠法則）とされている。

（公正取引委員会の調査権限）

公正取引委員会は、違反の疑いがあるとして審査の必要を認めたときは、審査官を指定して必要な調査を行わせることができる。審査官は、事件関係人及び参考人の審尋、帳簿書類その他の物件の提出命令と留置、立入検査などの処分を行うことができる（行政調査権限）。これらの処分に従わない場合には刑事罰の対象となる（間接強制）。

改正法により、手続の適正化・刑事告発の積極化の観点から、犯則調査権限（搜索・差押えなどを強制的に行うことができる権限。裁判官の発する許可状（令状）が必要。）が加えられた。

⁸審判官は事務総局に置かれるが、事務総長の指揮命令の対象とはならない（３５条３項）。審判官は、自らが審査官として関与した事案の審判を担当してはならない（５６条）。審判官は、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない（審判規則第１３条）とされている。

(1) 審判官の在り方について

(委員の意見)

審判手続においては、証拠に基づく事実認定が重要であり、審判官は法曹資格者であることが望ましい。

経済実態や独占禁止法についての知識を持っていることも重要である。

審判官の独立性・中立性の観点からは人事の在り方についても考慮が必要ではないか。

米国の行政法判事(Administrative Law Judge)のような制度の是非についても検討すべきではないか。

審判官の審決案作成までの間における公正取引委員会からの独立性を検討すべきではないか。

審判官の除斥・忌避手続の創設について検討すべきではないか。

(2) 審判を経て処分を行う手続を処分後に不服審査としての審判を行う手続としたことについて

(委員の意見)

行政処分前に審判を行う改正前の独占禁止法と比べると、行政処分が出された後で争う審判制度とした改正後の独占禁止法は適正手続の観点から問題がある。

改正法による手続の見直しは、適正手続の保障と法執行の実効性確保の両者の要請の調和という観点から制度設計されたと理解できるのではないか。事前手続だけではなく、事後の審判手続も含めて総合的に判断すべきではないか。

事前手続と事後の審判手続は重複する部分が多く、審決までの期間の長期化、公正取引委員会及び被審人の負担の増加につながるおそれがあるのではないか。

事前手続は意見申述・証拠提出の機会を与える簡易な手続であり、事後の審判手続とは重複しないのではないか。改正後の独占禁止法の運用を見る必要がある。

課徴金の不利益性を強めた場合、審判手続にも影響があるのではないか。

(3) 不服審査の在り方について

(委員の意見)

主要国の競争法においては、競争当局が行った処分について自らが審判により不服審査を行う制度は例がないこと、制度に対する不信感がぬぐえないことから、排除措置命令・課徴金納付命令は、審判ではなく、取消訴訟によって争うようにすべきである。

公正取引委員会に対する審判請求と裁判所に対する取消訴訟の提起のいずれかを選択できるようにすることも考えられるのではないか。

選択制ではなく、すべて地方裁判所で争うこととするなど、どちらかに割り切るべきではないか。

公正取引委員会という独立行政委員会を設置した趣旨を踏まえると、一次的には専門知識に基づいて委員会が慎重に判断する機会を設けるというのは十分理由がある。

独占禁止法違反行為に占める割合の大きい入札談合事案については、違反行為の有無といった事実認定が問題となり、関連市場の画定等の競争政策上の専門性がそれほど重要とは言えないのではないか。

（４）排除措置命令と課徴金納付命令の在り方について

（委員の意見）

カルテルは、調査開始によって崩壊するのが通例であって、その場合排除措置命令を課す必要はない。

排除措置命令と課徴金納付命令は事実の認定と法律の適用という点で共通しており、別の手続とする必要はないのではないか。

改正法は、もともと別の手続であった排除措置命令と課徴金納付命令をできるだけ統合しようとしたものであるが、課徴金納付命令に係る審判では売上額など個別具体的な問題を扱うことから、完全に一緒にすることは難しいのではないか。まずは、改正後の独占禁止法の運用を見てもみる必要があるのではないか。

（５）審査・審判と適正手続の保障について

（委員の意見）

審査段階における事件関係人の手続的な権利が確保されるべきである。例えば、審査官による関係人からの事情聴取の際に弁護士を同席させるべきではないか。

審判において被審人は審判官に審査官に対する文書提出命令を求めることができるが、審査官が立証に使う証拠以外にどのような証拠を持っ

ているのかは被審人には分からないので、証拠開示の観点で問題があるのではないか。

刑事罰金よりも高額になることもある課徴金を賦課するため適正手続として現在のもので十分と言えるか検討が必要である。

審査・審判手続の多くは公正取引委員会規則で定められており、法制度の問題というよりは、運用・規則の問題である。

4 不公正な取引方法に対する措置の在り方

< 解説 >

不公正な取引方法は、2条9項各号のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものとされており、すべての事業者について適用される「一般指定」と、特定の事業分野にだけ適用される「特殊指定」とがある。⁹

不公正な取引方法の禁止規定は、私的独占又は不当な取引制限の禁止（3条）による規制の予防的・補完的な規制であると位置付けられている。

不公正な取引方法に対しては、排除措置命令を課すことができるが、課徴金・刑事罰の対象とはならない（ただし、確定した排除措置命令に違反した場合は刑事罰の対象となる）。

不公正な取引方法に対する措置の在り方について（課徴金や刑事罰の対象とすることについて）

（委員の意見）

不公正な取引方法についても、欧州等で一般的に導入されている事案の実情に応じて柔軟に運用できる金銭的不利益処分の対象とすることは可能ではないか。

不公正な取引方法に対して、過料のように上限額を設けて、公正取引委員会が自力執行力を持つ金銭的不利益処分を設けることは可能ではないか。

⁹不公正な取引方法において指定制度がとられている趣旨について、審決（森永商事株式会社に対する件。昭和43年10月11日審判審決）では、「不公正な取引方法は、複雑かつ流動的な取引社会のうちに生ずる経済現象であるから、このような経済現象を対象として規制するには、その規制に可能な限り弾力性をもたせる必要があり、そのために、規制の前提となる経済実態とその変動の把握およびこれに即応した規制基準の設定、変更を、行政機関である当委員会において行わしめるのが妥当であるとの理由で、同法第2条第7項が設けられたものである。」とされている。

不公正な取引方法は、「公正な競争を阻害するおそれ」という広汎で明確でない構成要件となっており、刑事罰や課徴金の対象とすると、憲法で保障された営業の自由を侵害する懸念があるし、またその構成要件があいまいで不明確なために憲法で規定する罪刑法定主義にも反するおそれがあるのではないか。

特定の行為が規制されても、他の手段で競争を行うことは可能であり、営業の自由を侵害するとまでは言えないのではないか。

不公正な取引方法の定義が抽象的との意見もあるが、むしろ諸外国に比べると明確なのではないか。

違反行為の具体的な構成要件を行政庁が定めている国は他になく、罪刑法定主義の趣旨から刑事罰や課徴金の対象とすることに問題があると考えられることから、不公正な取引方法については、公正取引委員会の告示による指定ではなく法律で定めるべきである。

法律である程度の定義を定めた上で、委員会の告示で具体的な要件を定めたとしても刑事罰や課徴金の対象とすることに問題が必ずしもあるというわけではない。

何が不公正な取引方法かということは社会経済情勢において変化し得るものであり、公正取引委員会の判断を尊重すべきである。

不公正な取引方法は、公正な競争を阻害する「おそれ」という段階で違反とするものであり、刑事罰や課徴金の対象とすることには無理があるのではないか。

確定排除措置命令違反に刑事罰を科すという現在の枠組みが適切なのではないか。

競争の中で中小企業に対する値引き要請など不公正な取引方法が行われるような構造が生じている。不公正な取引方法については、違反かどうかの判断が分かりにくく、ガイドラインの充実を図る必要がある。

消費者保護の観点からは、(不当表示などの)欺瞞的顧客誘引を積極的に取り締まるべきである。

不公正な取引方法にも様々な行為類型があり、刑事罰や課徴金の対象とすべきものとそうでないものを分けて議論する必要があるのではないか。

不公正な取引方法として規制の対象とする際には、それぞれの行為類型につき、構成要件の在り方を検討する必要があるのではないか。

5 その他

(1) 公共調達における入札談合問題について

(委員の意見)

独占禁止法の実効性を確保するためには、独占禁止法の抑止力の確保だけでなく、独占禁止法違反行為として摘発される事案の多くが公共調達における入札談合事案である中で、改善すべき課題として公共調達における構造的な問題（調達制度、予算制度、発注者の在り方等）の存在を認識する必要がある。

公共調達における入札談合の構造的な問題点の改善は必要であるが、改正後の独占禁止法により、入札談合の摘発が進み、入札制度の改革に向けた取組が行われているところでもあるので、当面は状況を注視していくことが適当である。

(2) 公正取引委員会が行う警告、注意について

< 解説 >

公正取引委員会は、法的措置をとるに足る証拠が得られなかったが、違反の疑いがある場合に、是正措置をとるよう指導を行うことがある（警告）。公正取引委員会は警告を行ったことを公表している。¹⁰

また、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられる場合、未然防止を図る観点から「注意」を行うことがある。

(委員の意見)

法律に明文の根拠規定がないにもかかわらず警告をし、社名を含めて公表することは問題なのではないか。

行政指導である警告については、争う手段がないという問題もある。

違反行為の防止の観点から警告・注意も有効である。

警告・注意については、事前相談への対応を含めた行政指導一般の問題として検討すべきである。行政指導を含めた抑止力の在り方として、一般論としては、警告・注意を維持すべきである。

¹⁰ 主要国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、EU）の競争当局においては、「警告」のような行政指導の公表を行った事例は見当たらない。

資料編

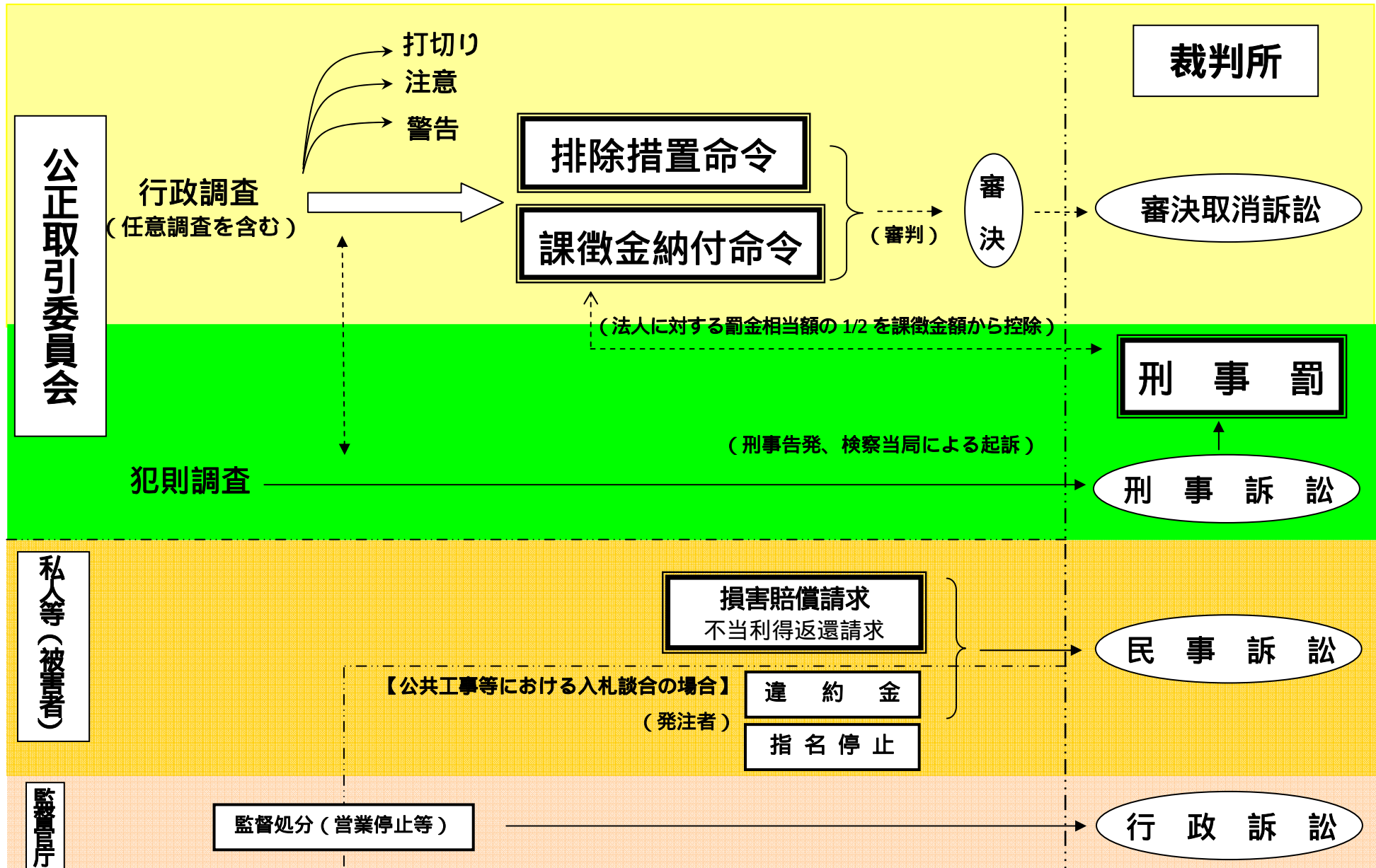
目次

資料 1	独占禁止法違反行為の類型ごとに採られ得る独占禁止法上の執行手段の比較	1
資料 2	独占禁止法違反行為（カルテル等）に対する措置等の概要	2
資料 3	独占禁止法違反行為に関連してとられ得る措置等の性質、措置（請求）主体等	3
資料 4	独占禁止法の課徴金について	4
資料 5	課徴金減免制度について	9
資料 6	主要国におけるカルテル行為に対する制裁金等	10
資料 7	独占禁止法における手続の流れ	14
資料 8	行政法審判官制度の概要	17
資料 9	主要国における違反抑止制度の概要（一般）	19
資料 10	主要国における違反抑止制度（競争法）	25
資料 11	不公正な取引方法相当規制（廉売規制、優越的地位濫用規制及び再販売価格拘束規制）の概要	32

独占禁止法違反行為の類型ごとに採られ得る独占禁止法上の執行手段の比較

		行政処分		刑事処分		私人による エンフォースメント	
		排除措置 命令	課徴金 納付命令	実体規定 違反	確定排除措置 命令違反	差止請求 訴訟	損害賠償 請求訴訟
不当な取引制限 (カルテル、入札談合)		○	○	○	○	×	○
私的独占	支配型	○	○	○	○	×	○
	排除型	○	×	○	○	×	○
不公正な取引方法		○	×	×	○	○	○

独占禁止法違反行為（カルテル等）に対する措置等の概要



独占禁止法違反行為に関連してとられ得る措置等の性質、措置（請求）主体等

	性質（則る手続）	措置主体（請求主体）	目的
排除措置命令	独占禁止法上の行政処分	公正取引委員会	違反状態の排除
課徴金納付命令	独占禁止法上の行政処分	公正取引委員会	行政上の義務履行確保手段
刑事処罰	刑事的 （刑事訴訟手続）	公取委告発、検察当局起訴	違反行為に対する応報・抑止
差止請求	民事的 （民事訴訟手続）	私人	違反行為の差止
損害賠償請求 （不当利得返還請求）	民事的 （民事訴訟手続）	私人	違反行為による被害等の回復
違約金	契約主体間の合意	契約当事者	契約不履行に係る損害賠償の予定
指名停止	契約当事者としての判断	発注者 （国の行政機関、地方自治体等）	入札・契約における不正行為の排除
監督処分	個別法による行政処分	監督官庁 （国の行政機関、地方自治体）	個別法の趣旨による ^{（注）}

（注）例えば建設業法に基づく監督処分（建設業法28条）について、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成14年3月国土交通省通達）において「建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする」とされている。

独占禁止法の課徴金について

課徴金算定の流れ

課徴金の算定

違反行為実行期間
(最大3年間)にお
けるカルテル対象商
品等の売上高を合算

違反行為対象商品等の売上高

×

算定率

算定率	大企業	中小企業
製造業等	10%	4%
小売業	3%	1.2%
卸売業	2%	1%

(対象行為)

- ・ 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・
入札談合・私的独占(支配型)
- ・ 購入カルテル

減算される場合

違反行為を早期に取りやめた者に対しては
→ 左欄に掲げる率の 20%減の率 を適用

加算される場合

10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては
→ 左欄に掲げる率の 50%増しの率 を適用

課徴金減免

課徴金減免

立入検査前に違反行為について

- 1番目に申請した者 → 納付命令せず
- 2番目に申請した者 → 課徴金を 50%減額
- 3番目に申請した者 → 課徴金を 30%減額

立入検査後において

- 3番目以内に申請した者 → 30%減額

罰金併科がある場合

罰金額が確定した場合

罰金の半額に相当する額を課徴金額から控除

改正独占禁止法における課徴金

1 課徴金算定率

(注) 課徴金算定率とは、違反行為に係る商品又は役務の売上額に乗ずる率である。

旧法

	大企業	中小企業
製造業等	6 %	3 %
小売業	2 %	1 %
卸売業	1 %	1 %



現行法

	大企業			中小企業		
製造業等	10 %	再度の違反	15%	4 %	再度の違反	6%
		早期解消	8%		早期解消	3.2%
小売業	3 %	再度の違反	4.5%	1 . 2 %	再度の違反	1.8%
		早期解消	2.4%		早期解消	1%
卸売業	2 %	再度の違反	3%	1 %	再度の違反	1.5%
		早期解消	1.6%		早期解消	0.8%

2 算定率引き上げの理由

算定率引き上げの趣旨

＜改正前＞カルテル等による不当利得相当額を徴収

（→違反行為が後を絶たず、現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分）



違反行為防止の実効性を確保するため

＜改正後＞カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

新しい算定率の根拠

- ・過去の違反事例について実証的に不当利得を推計したところ、平均で16.5%程度、約9割の事件で8%以上の不当利得が存在するという結果→少なくとも不当利得は8%程度存在
- ・他法令の例、国際的な水準等も踏まえ、原則10%まで引き上げることとした。

＜第161回国会 衆議院経済産業委員会 平成16年11月19日 公正取引委員会委員長答弁＞

- ・「今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございません・・・（課徴金の）法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある」

3 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度

- 再度の違反の場合、5割増しの算定率を適用
 - ・ 趣旨： 違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから、通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない
 - ・ 調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、5割増しの算定率を適用
- 早期解消の場合、2割軽減された算定率を適用
 - ・ 趣旨： 違反行為を早期にやめるインセンティブを高める
 - ・ 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減された算定率を適用(再度の違反の場合は、軽減算定率は適用されず、5割増しの算定率を適用)

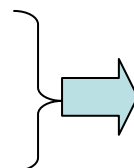
課徴金減免制度について

- 法定要件(違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等)に該当すれば、課徴金を減免する制度

- 調査開始前の1番目の申請者 = 課徴金を免除
- 調査開始前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額
- 調査開始前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額
- 調査開始後の申請者 = 課徴金を30%減額

合計3社まで

- カルテルの発見・解明が容易に
- 企業の法令順守意欲の向上にも



- 競争秩序の早期回復
- カルテルの未然防止

主要国におけるカルテル行為に対する制裁金等

	行政上の金銭的不利益処分	算定方法	故意・過失要件
E U	制裁金(fine) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	行為の重大性に応じた「見込まれる制裁金」(カルテルの場合は2000万ユーロ超)に、市場シェア、企業規模等による加重調整、継続期間に応じた割増し、を行った額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	あり (注2)
イギリス	制裁金(financial penalty) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	直近事業年度における当該事業者の関連売上高に最大10%を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	あり (注3)
フランス	制裁金(sanction pécuniaire) ・ 事業者に対する上限：違反行為が行われた会計年度以降で、当該事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における当該売上高の10%以下 ・ 非事業者団体に対する上限：300万ユーロ * 申立書記載の事実について争わず、違反行為の是正を確約した場合には上限額は半額	各種要因を考慮して算定(算定ガイドラインはないが、1997年年次報告等で算定上の考え方を提示)	なし
ドイツ	過料(Geldbuße) ・ 法人に対する上限：100万ユーロ又は直近事業年度における当該法人の全世界売上高の10%のいずれか大きい額以下 ・ 自然人に対する上限：100万ユーロ * 過失犯における上限額は半額	各種要因を考慮して算定(行為の重大性、非難可能性、経済状況を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	あり (注4)
オーストラリア	制裁金(pecuniary penalty) (注1) ・ 法人に対する上限：1,000万豪ドル ・ 自然人に対する上限：50万豪ドル	各種要因を考慮して算定(行為の態様、損害の程度、背景事情、違反歴等を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	なし
韓国	課徴金(surcharge) (事業者のみ) ・ 上限：直近3年間の平均年間総売上高の10%以下(売上額がない場合は20億ウォン以下)	直近3年間の平均年間総売上高に行為の重大性に応じた基準率(最大10%)を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定(違反行為の内容及び程度、違反行為の期間及び回数、違反行為により取得した利益を参酌する旨法律に規定。同規定を受け、施行令、告示で詳細な算定基準を規定)	なし

(注1) 競争当局である Australian Competition and Consumer Commission(ACCC)の民事訴追を受けて裁判所が支払いを命じる(ACCCは制裁金の勧告額を提示。)

(注2) 判例上、故意又は過失の存在は、過去の事例の蓄積にかんがみ事業者が自らの行為が目的又は効果において競争を制限し得るものであると認識していないはずがない旨を立証すれば足るとされている。実務上も、近年では、「故意又は過失があった」旨の認定さえ必ずしもなされておらず、特に、重大な違反行為(カルテル・入札談合等)については、故意又は過失があったか否かの法的分析はなく、「熟慮された上での違反であった」旨の事実を認定するにとどまっている。

(注3) 実務上は、カルテル・入札談合については、「ある事業者の違反行為が故意又は過失により行われたか否かを検討する場合には、当該事業者又はその他の事業者の類似の行為に対する過去の制限的慣行裁判所の命令の存在等を考慮する」とされており(英国公正取引庁のホームページより)、通常、故意又は過失の存在が推認されているようである。

(注4) ドイツでは、自然人による秩序違反行為を前提として法人に対しても過料が賦課されること、自然人の行為に係る秩序違反行為の当否について故意又は過失の存在が要件とされている。法人への過料については、法人の代表権ある機関(取締役会等)又はその構成員である自然人が秩序違反行為を行った場合(自らが行った場合、又は下位の従業員等の自然人が行った秩序違反行為に係る選任監督責任を問われた場合(秩序違反法130条))において、これにより法人として課されている義務にも違反しているときに賦課されることとなる(同法30条)。実務上、このような取締役会等が違反に直接関与していたことの立証は困難である場合が多いことから、この取締役会等の選任監督義務違反を通じて法人に過料を賦課することが一般的である。その際、選任監督責任を免れ得るまでに無過失性を立証することは事実上困難であるとされている。(なお、この他、法人の代表権ある機関等たる自然人が行った秩序違反行為により、当該法人が利益を得た(又は得る蓋然性があった)場合には、当該利益を剥奪することが可能。)

欧州委における制裁金算定の流れ

1 基礎金額の設定

違反行為の重大性の考慮

- 違反行為の性格
 - 市場に与える影響
 - 関連する地理的市場の範囲
- を考慮し、
- Very Serious
 - Serious
 - Minor
- に 3 類型
- Very Serious...2000 万€ ~ (価格カルテル、市場分割)
 - Serious ...100 万€ ~ 2000 万€ (ある程度広域・広範な競争制限)
 - Minor ...1000€ ~ 100 万€ (地域限定的で軽微な競争制限等)

主にカルテルの場合、事業規模 シェア等に応じて事業者間で基礎額設定が傾斜的になることがある。

違反行為の実行期間の考慮

- 違反行為実行期間により、
- Long
 - Medium
 - Short
- に 3 類型
- Long ...5 年以上 (1 年毎に 10% 増額)
 - Medium ...1 年以上 5 年未満 (最大 50% 増額)
 - Short ...1 年未満 (額の引上げなし)

2 加算・減算要素考慮

加算要素考慮

- 累犯である場合
- 主犯者である場合
- 検査妨害している場合
- 基礎金額より明らかに「やり得」が多い場合
- 違反行為継続のための違反行為者間における報復措置を設定していた場合 等

には、基礎金額は割り増される。

減算要素考慮

- 追従的な立場にいた者であった場合
- 実行行為に着手していなかった場合
- 当該行為が違反となるかについて合理的な疑いがある場合
- 故意若しくは過失がなかった場合
- (リーニエンシー対象ではない場合で) 調査に対して協力的であったとき
- 欧州委の調査開始と同時に違反行為を停止した場合 等

には、基礎金額は割り引かれる。

3 リーニエンシー適用による減額

制裁金の免除

カルテルについて、定められた要件を満たす証拠を最初に提供した者で、かつ所要の条件に従う者

制裁金の減額

違反行為への関与を止め、違反立証に高い価値を有する証拠を提供した者

- 最初にした者 ...30 ~ 50% の減額
- 2 番目にした者 ...20 ~ 30% の減額
- それ以降の者 ...最大 20% の減額

4 その他の要素の考慮等

制裁金の上限額

当該違反事業者の世界売上高の 10% を超えてはならない

事業者に係る特別事情の考慮

状況に応じて、社会経済的事情、当該違反事業者の特質及び支払能力等に応じて、制裁金額が調整される

「象徴的」な制裁金賦課

委員会は「象徴的」な意味合いの制裁金 (1000€) を課することができる。

イギリスにおける制裁金算定の流れ

第1段階

違反行為の重大性及び関連売上高に基づく基礎金額の設定

関連商品売上高に着目

- ・違反行為対象商品の直近1年間の売上高
- ・10%以下の範囲で設定される

→ 違反行為の重大性を考慮

- ・商品特性
- ・市場構造
- ・シェア
- ・参入可能性
- ・競争事業者等への影響
- ・消費者への損害 等

第2段階

違反行為実行期間の考慮

違反行為の実行期間

- ・1年以上の期間実行していた場合には、その年数を上限として倍化
- ・月数は繰り上げて計算（例：14ヵ月→2年間）

第3段階

その他の条件の考慮

抑止力を確保するに十分な水準の確保

当該行為によりもたらされるであろう経済的利得を推計し、また当該事業者の事業規模等を考慮して増減

違反事業者の状況の考慮

事業者個別の状況に照らして増減

売上額がゼロの場合

売上額がゼロの購入カルテル等の場合には、この段階で水準を調整

第4段階

加算・減算要素の考慮

加算要因の考慮

- ・当該違反行為において主犯若しくは先導者であった場合
- ・取締役若しくは上級管理職が関与していた場合
- ・繰り返し違反行為をしていた場合
- ・違反行為を継続させるよう報復行為、強制履行措置を講じていた場合
- ・過失ではなく、故意に違反に関与していた場合
- ・リーニエンシー申請者に対する報復対抗的行為を講じていた場合

減算要因の考慮

- ・違反行為を強要されていた・せざるをえなかった場合
- ・当該行為が違反であるかどうかについて不明確であったと信じるに足る場合
- ・法令順守を確保するために適切な措置が執られている場合
- ・OFTの捜査開始以後、すぐに違反行為を辞めている場合
- ・法の執行が効率的かつ迅速に行われるよう、捜査に協力している場合

*別途リーニエンシーによる減額の規定あり

第5段階

制裁金上限の考慮と二重処罰の回避

直近1年間における世界売上高の10%以内かどうか

二重処罰の回避

欧州委若しくは他の加盟国の当局又は裁判所により、同一の行為に対して罰金若しくは制裁金が賦課されている場合、OFTは制裁金を算定するにあたり、当該賦課金額を考慮しなければならない。

リーニエンシー適用（カルテルにおいてのみ）

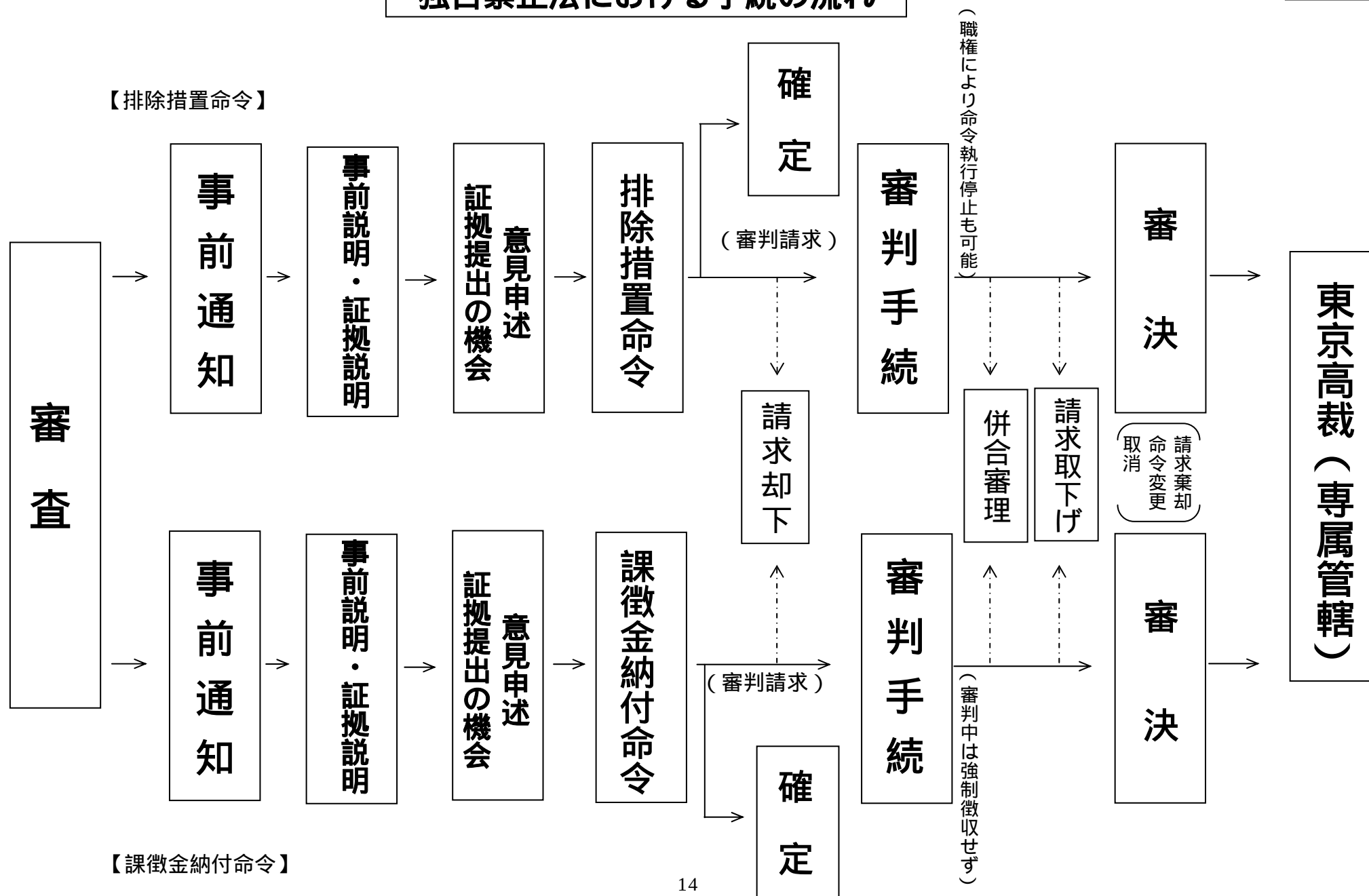
制裁金の全額免除

最初にカルテルに係る証拠を提供した者で、かつ所要の条件に従う者は最大100%の減額

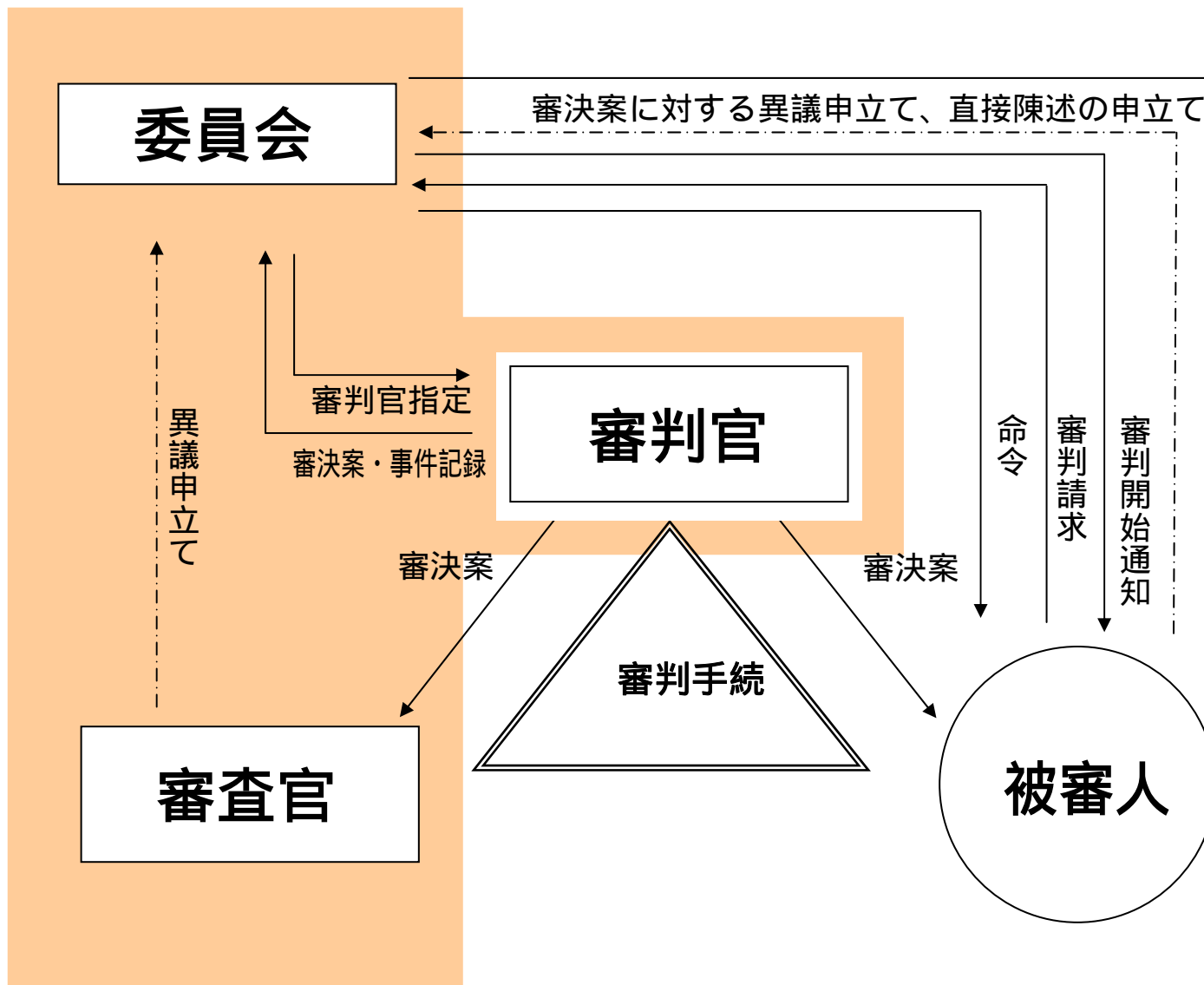
制裁金の減額

一定の時期までにカルテルに係る証拠を提供し、かつ所要の条件に従う者は、最大50%の減額

独占禁止法における手続の流れ



独占禁止法



事件記録、異議申立書、聴取した陳述に基づき審決案を調査し、
ア 審決案と同じ審決
イ 審決案と異なる審決
ウ 自ら審判を開き審判手続再開
エ 審判官にさらに審理すべき点を指示し審判手続再開

審判手続

冒頭手続
(被審人、審査官による陳述)

証拠の申出
証拠調べ
参考人審尋
意見陳述 等

審判官による
審決案の作成

* ~ は審判官によって審判手続が行われる場合

公正取引委員会の事件処理過程における手続保障

1 立入調査時

- 被疑事実の要旨等の告知 被疑事実の要旨等を記載した文書を交付（審査規則 20 条）
 - * 弁護士秘匿特権、弁護士立会権に関する規定はない（弁護士の立入調査への立会自体は拒否していない）。

2 調査終了まで

- 留置物の閲覧・謄写 事件審査に特に支障を生じることとならない場合には閲覧・謄写可能（審査規則 18 条）
 - * 調書の閲覧・謄写、供述録取時の弁護士立会に関する規定はない（これらについては認めていない）。

3 排除措置命令等の事前手続

- 予定される排除措置命令の内容等を記載した文書を送付するとともに、予定される排除措置命令の内容等について説明し、また、事前説明を受ける者に係る委員会の認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠の説明を行う（審査規則第 24 条、第 25 条、29 条）。

4 不服審査（審判手続）時の証拠開示

- 審査官より提出された証拠は、被審人に開示される。
- 被審人は、審判官に対し、審査官が所持する資料の提出を命じることを申し立てることができる。

< 審判規則第 45 条 >

「書証の申出は、文書を提出し、又はこれを所持する者にその提出を命ずることを申し立てて、これを行わなければならない。」

行政法審判官制度の概要

1 行政法審判官 (Administrative Law Judge: ALJ) の根拠法

- ・ 米国連邦行政手続法 (Administrative Procedure Act :APA) § 556

2 行政法審判官と行政庁との関係

行政法審判官の行政庁からの独立性は、米国連邦行政手続法に基づき、次のように保障されている。

- ・ 行政法審判官の申請者は、弁護士で、かつ、行政法審判官となるにふさわしい経験を7年以上有しなければならない。人事管理庁 (Office of Personnel Management、以下 OPM) が行う試験 (補足的適性報告、筆記試験、人物照会調査、口頭試問) の合格者は、有資格者名簿に登載される。
- ・ 行政法審判官は、行政庁によって任命されるが、行政庁にはこれを罷免する権限はない。給与は、行政法審判官の所属する行政機関の評価とは独立に、法律と OPM の定める規則による。
- ・ 行政法審判官は訴追又は調査に関与するいかなる者に対しても責任を負わず、かつ、その監督に服しない。
- ・ 行政法審判官が担当する事件は、可能な限り輪番制で配分される。これは事件配分を通じて、行政庁が行政法審判官の決定を支配することを防ぐためである。
- ・ 行政法審判官は、聴聞を主宰するという職務及び責任と両立しないような職務は行わない。
- ・ 訴追又は当該事件の調査に関与した職員から助言を受けることも許されない。訴追又は事件の調査に関与した職員は、聴聞で証言する形式をとる場合にのみ行政法審判官と接触することが許される。

3 行政法審判官の決定の取扱い

- ・ 聴聞手続について、行政法審判官を用いるか否かは、制定法に特別の規定がない限り、行政庁の裁量による。
- ・ 行政法審判官の決定は、法律上はあくまで第一次決定 (initial decision) に過ぎず、審査請求又は行政機関の職権による審査で取り消され得る。しかし、多くの場合、行政法審判官の決定がそのまま行政機関の最終決定となっている。

(参考文献: 宇賀克也「アメリカ行政法」第二版(2000年))

米国連邦取引委員会（ＦＴＣ）におけるＡＬＪ

ＦＴＣの審判手続は、ＡＰＡ（連邦行政手続法）が定める正式裁決手続の典型である。正式裁決手続とは、行政機関が聴聞を行いその記録に基づいて決定することが制定法により義務付けられている場合に行われるものであり、対立当事者構造のなかで、中立公正な者が聴聞を主宰し、そこにおいて行政側職員と私人とが対峙して立証活動を行い、その過程から主宰者が得た情報にのみ基づいて、決定権者が決定を下すという仕組み。

審判手続を主宰するのは、適正な資格のあるＡＬＪ又はＦＴＣ自体若しくはその委員である。聴聞主宰者となるＡＬＪは、行政法審判長（Chief Administrative Law Judge）がこれを指名する。委員が聴聞主宰者になる場合には、ＦＴＣがこれを指名する。

ＡＬＪは、公正かつ公平な聴聞を行うべき義務があり、そのため、証人等に宣誓させ、召喚令状を発し、質問への回答を命じ、証言録取書を取り、証拠の申出について判定し、聴聞の順序を整序し、和解のための協議を催し、各種の申立について判定し、第一次決定を下し、ＦＴＣの権限に属する問題をＦＴＣに付託する。

審判手続において証拠調べが終われば、通常 90 日以内に、主宰したＡＬＪは第一次決定を下す。第一次決定自体は、司法審査に服する行政機関の最終決定とはみなされない。第一次決定が当事者に送達されてから 30 日以内に当事者が異議申立書を提出せず、かつ当該事案につきＦＴＣが審査を引き受けることとしない場合には、ＡＬＪの決定が最終決定となる。

審判手続の当事者は、事実認定、法的結論、排除措置命令に関するＡＬＪの第一次決定について、その送達を受けてから 10 日以内に通知して、送達から 30 日以内に異議申立書をＦＴＣに提出することにより、異議を申し立てることができる。

ＦＴＣは、行政記録を検討した後、第一次決定に盛り込まれた事実認定、法的結論及び排除措置命令を採択し、修正し、又は取り消すことができる。この段階での立証責任は異議申立人が負担する。ＦＴＣはＡＬＪが審判手続で持つ権能をすべて行使できる。

（参考文献：常岡孝好「審判手続の透明化を超えて - アメリカ法を素材にした一考察 -」（公正取引 2002 年））

主要国における違反抑止制度の概要（一般）

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
1. 概念	・制裁（法令用語ではない） 実務上の用語として、「行政上の義務違反に対する制裁」は、 名宛人を非難し懲らしめることを目的とするもの（狭義）と 名宛人に不利益を与えることを直接の目的としなくとも、不利益な効果を及ぼす作用一般を指すとするもの（広義）の整理がある。	・criminal sanction：社会的に非難されるべき行為の確認 (stigmatising moral culpability) ・administrative penalty：客観的に違反とされている行為（objective illegality）に対する不利益賦課	・criminal：公の秩序を乱したことに對する処罰（punish） ・administrative：立法により独立行政機関に授權された権限に根拠を置く、経済厚生(economic welfare)に対してもたらされた損害に対しての不利益賦課（sanction）	・刑罰（Strafe）は、社会倫理的な非難を内容とする制裁。 ・過料(Geldbuße)は、刑罰と同様に、過去の行為に対する制裁であるが、社会倫理的な非難を伴わない。 ・ただし、境界領域では、その区別は量的なものでしかなく、ある違反行為を犯罪とするか秩序違反とするかは、立法政策の問題。	・Penalty：広義の制裁を意味し、違反行為に対して懲罰や抑止を目的として課される一切の措置を指す。刑事処罰(criminal penalty)と民事制裁(civil penalty)に分かれる。民事制裁はさらに民事裁判判決によるものと行政決定によるものとに分かれる。民事制裁のうち、とくに金銭賦課命令（判決・行政決定）に限定する場合は civil money penalty と呼ばれる。 ・Punishment：「懲罰・処罰」。懲罰的(punitive)な措置全般を指し、刑事（刑事処罰）にも民事（懲罰的損害賠償）にも用いられる。 ・Remedy：狭義には違反行為の被害者を救済する措置（損害賠償、現状回復等）を指す。広義には、penalty（民事・刑事）も併せ含み、違反行為によって生じた望ましくない状態を“治療”する一切の措置を指すことがある。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
2. 違反行為に対する措置					
(1)- 措置の内容 (下線を付したものは金銭的不利益処分を含むもの)	[刑事] 死刑、懲役、禁錮、 <u>罰金</u> 、拘留、 <u>科料</u> 、没収、追徴 [行政] ・ <u>行政上の秩序罰(過料、放置違反金)</u> ・ <u>加算税</u> ・ <u>課徴金(独禁法、証取法)</u> ・ 公表 ・ 授益的処分の撤回・停止等 ・ 行政サービス、許認可等の拒否 ・ 契約関係からの排除	[刑事] ・ Imprisonment (拘禁刑) ・ Probation orders (保護観察) ・ Community service orders (コミュニティサービス) ・ <u>Fines (罰金)</u> ・ <u>Forfeiture orders (没収)</u> ・ Confiscation (Drug Trafficking Act 1994, Criminal Justice Act1988) (薬物関係等での没収) [非刑事] ・ Direction (措置命令) ・ <u>Financial Penalty (金銭的不利益賦課)</u> ・ Disqualification order (失格処分)	[刑事] ・ Pénalité (刑罰) ・ Peine (刑罰) ・ Emprisonnement (拘禁) ・ <u>Amende (罰金)</u> ・ <u>Confiscation (没収)</u> [法人に特有の刑罰] ・ dissolution (解散) ・ interdiction d'exercer certaines activités (一定の行為の禁止) ・ placement sous surveillance judiciaire (司法監視) ・ fermeture des établissements de L'entreprise, etc. (事業展開の中止) ・ interdiction de faire appel public à l'épargne (銀行等での貯蓄の禁止) ・ l'affichage de la décision prononcée ou la diffusion de celle-ci (有罪判決の公示等) ・ Cf. Mesure de sûreté (保安処分) [非刑事] sanction pécuniaire	[刑事] ・ Freiheitsstrafe(自由刑) ・ <u>Geldstrafe(罰金刑)</u> ・ <u>Verfall(没収・追徴)</u> [行政] ・ Geldbuße (過料) ・ <u>秩序違反法上の没収・追徴</u> ・ <u>Vorteilsabschöpfung(不当利得の支払命令)</u> ・ 営業停止 ・ 公の発注からの排除	・ Death penalty(死刑) ・ Imprisonment (収監刑) ・ <u>Criminal Fines (罰金)</u> ・ Probation (保護観察) (付加刑) ・ <u>Criminal Forfeiture (刑事没収)</u> ・ <u>Restitution order(刑罰としての原状回復)</u> [非刑事(政府による提訴も含む)] ・ Injunctive Order (インジャンクションを命ずる民事判決。違反行為の中止・抑止に必要な種々の措置を命ずる) ・ 行政命令: Cease- and- desist order, compliance order(是正措置命令・遵守命令), ・ <u>Civil money penalty(民事制裁金——民事裁判判決または行政決定)</u> ・ <u>Damages (損害賠償請求訴訟)</u> ・ <u>Civil forfeitures(民事没収)</u> ・ Loss of government benefits and

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
					privileges(政府との契約関係からの排除等) ・ License Revocation, revoke of merit(免許の廃止・許可の廃止)
(1)- 行政上の金銭的不利益措置の算定方法	[過料] ・裁量性が有り、法定の範囲内で、裁判官の判決による。 [加算税] ・加算税：納付すべきであった額の10%～15%。裁量性はない。 ・重加算税：納付すべきであった額の35%～40%。裁量性はない。 [課徴金] ・独禁法上の課徴金：売上高の10%(製造業等の大企業の場合)。 ・証取法上の課徴金：経済的利得相当額等を基準とする。	競争法について資料 10 参照	競争法について資料 10 参照	・個別法において特別の定めがないかぎり、自然人の場合は、5 ユーロから 1000 ユーロ(秩序違反法 17 条 1 項)。具体的な額は、秩序違反行為の重大性、行為者の非難の程度、行為者の経済状況を考慮して、裁量に基づき決定される(同 3 項)。ただし、秩序違反行為によって獲得した利得がそれを超える場合は、上記の上限を超えて、その額までの過料を科すことができる(4 項)	[Administrative civil penalty] [民事裁判(行政が原告となる)でも同じ] ・法律の定める額(通常は上限)の範囲内において算定。 ・定額方式と裁量方式は、立法上は半々(1979 年調査)。 ・高額の場合は、算定の考慮要素が行政機関の Penalty Policy として公表されることがある。違反行為によって得た経済的利得、違反による被害の大きさ、組織ぐるみか、実行行為者の主観的要素、違反者の捜査協力の度合いなどが考慮要素として挙げられる。
(1)- 法人に対する刑事罰 (a)有無 (b)考え方	(a)有り(両罰規定)。 (b)両罰規定における法人業務主の責任は、従業員の行為については選任監督上の過失責任、代表者等の機関自身の故意行為のときは法人自体としての行為責任。	(a)有り。 (b)同一視理論。代表者等の行為は法人の行為と同一視できるから、代表者等の行為により法人を罰することができる。	(a)有り。 (b)同一視理論が有力。代表者等の行為は法人の行為と同一視できるから、代表者等の行為により法人を罰することができる。	(a)無し。 (b)法人に対する刑事罰がない理由は以下の通り。 刑罰は、行為を対象とするが、法人には、それ自体の行為が存在しない 刑罰は、道義的(社会倫理的)な非難であり、それは意思を前提とするが、法人はそれ自体の意思を持	(a)有り。 (b)一般に、その被用者がその雇用の範囲内で行った行為について法人が責任を負う代位責任(Vicarious liability)であるとされる。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
				たないから、それに対する非難ということはありません。	
(2)措置の目的	[刑事] ・ 応報、抑止等。 ・ 行政刑法の場合、行政上の義務履行確保も。 [行政] ・ 行政上の義務履行確保（法の実効性確保）	[刑事] ・ 応報（blame） ・ 威嚇（Deterrence） ・ 予防（Prevention） ・ 社会復帰（Rehabilitation） [非刑事] ・ 行政上の実効性確保手段、義務違反に対する不利益賦課	[刑事] ・ 威嚇（intimidation） ・ 犯罪の抑圧（répression） ・ 社会再適応（réadaptation sociale） [非刑事] ・ 行政上の実効性確保手段、義務違反に対する制裁	[刑事] ・ 応報（Vergeltung） ・ 一般予防（Generalprävention） ・ 特別予防（Spezialprävention） [行政] ・ 行政上の実効性確保手段 ・ 【過料】義務違反に対する制裁（一般予防、特別予防）	[刑事] ・ 応報（punishment, retribution） ・ 予防・抑止（deterrence） ・ 更生・教育 [非刑事]（行政が原告となる民事裁判を含む） ・ 予防・抑止（deterrence），すなわち義務履行確保の目的でなされる違反に対する制裁（penalty）
(3)責任主義の有無	[刑事] ・ 有り。 [行政] ・ 原則として無し。	[刑事] ・ 一般に有り。 ・ Cartel offence においては、"dishonestly" が要件。 [非刑事] ・ 競争法においては、"intentionally or negligently" が要件。	[刑事] ・ 一般に有り。 ・ 競争法においては、"frauduleusement" が要件。 [非刑事] ・ なし。（主観的要素の存否に関わらず、現に社会に損害がもたらされていると考えられる）	[刑事] ・ 有り。 [行政(過料)] ・ 秩序違反行為とは、過料を定めた構成要件に該当する違法で有責性（ただし、刑事罰ほど厳格でないとの指摘あり）のある行為とされる（秩序違反法1条）。	[刑事] ・ Criminal Penalty には、原則として故意が要求される。 [非刑事] ・ Civil Penalty において、主観的要件は考慮の余地がある一要素に過ぎない。
(4)審査・捜査手続等とデュープロセス	[刑事] ・ 刑法総則、刑事訴訟法の規定による。 ・ 令状主義が採られ、黙秘権、弁護権、接見交通権、証拠保全請求権が保障されている。 ・ 捜査への立会権は認められていない。 ・ 伝聞証拠、違法収集証拠は	[刑事] ・ 諸法典の規定による。Ex, Criminal Justice Act 2003. ・ 正式起訴に係る犯罪（indictable offence）は、陪審裁判が保障される。 [非刑事] ・ 競争法について資料9参照	[刑事] ・ 刑法(Code pénal)、刑事訴訟法(Code de procédure pénale)の規定による。 [非刑事] ・ 競争法について資料9参照	[刑事] ・ 刑事訴訟法 [行政(過料)] ・ 原則として刑事訴訟法上の手続による（直接主義は緩和されている）。 ・ 自己負罪特権については、個人には認められ、法人には認められていない。個人	[刑事] ・ 連邦憲法（重罪について大陪審による起訴、起訴後の自己負罪供述拒否特権等）連邦制定法、最高裁の定める連邦刑事手続規則による。ただし、企業の犯罪について、自己負罪拒否特権は認められない。 ・ 合理的な疑いのない程度の

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
	排除され、合理的な疑いのない程度の立証水準が必要とされる。 ・証拠開示は、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人側の主張に関連する証拠について、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示。証拠開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定。 [行政] ・一般に、実力の行使を伴うものでなければ立ち入り検査の際の令状は不要とされている。 ・一般に行政手続法の定めによる。 ・個別法で定めていることもある（加算税、課徴金、過料等）。 ・一般に、伝聞証拠の排除はなく、立証の程度は証拠の優越で足りる。			に対して当局は、自己負罪特権がある旨を伝える義務がある。 ・弁護士秘匿特権については、認められている（社内弁護士についても認められるとの説が有力）。 ・調査資料の閲覧については、調査が終了していない場合、調査の目的を害する場合を除き、代理人に対して認められている。本人に対しては認められていない。競争当局は、調査が終了するまでには、閲覧の権利があることを代理人に伝えなければならない。 ・違法収集証拠排除法則の適用がある。 ・刑事罰の場合と同様、合理的な疑いのない程度の立証が必要。	立証水準 ・伝聞証拠の排除等について連邦証拠規則あり。 ・大陪審手続においては、自己負罪供述拒否特権、弁護士秘匿特権等が保障されるが、連邦証拠規則は弁護士秘匿特権を除き適用されない。 ・召喚令状(subpoena)（証人の出頭・証言を求めるもの、証拠提出を求めるもの）と捜索・差押許可状 [非刑事] ・民事裁判で行われる場合は連邦民事訴訟法による。 ・行政決定で行われる場合は、それが正式手続（準司法的手続）であれば行政手続法（APA）の定めによる。 ・証拠の優越で足りるのが通常である。 ・自己負罪供述拒否特権：事案によっては、民事没収についても、自己負罪拒否特権を認めている。（法人に認められないのは刑事と同様）。
3 . 二重処罰の禁止	・有り。 ・憲法 39 条が二重処罰を禁止。 ・最高裁は、刑罰と重加算税の併科、刑罰と課徴金の併	・有り。 ・コモンロー上認められる。 ・欧州人権条約 6 条に規定あり。 ・ administrative penalty	・有り。 （欧州人権条約 6 条の適用） ・ sanctions administratives は peines と性格が異なるため、これらの併科が二重の	・有り(基本法 103 条 3 項)。 ・刑事罰と過料の併科は法律上できないが、それが憲法上禁止されているかどうかについては、憲法違反で	・有り（連邦憲法第 5 修正） ・同じ犯罪に対する二度の刑事訴追、すなわち複数の刑事処罰を禁止したもの。 ・刑事処罰と非刑事的制裁措

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
	科、刑罰・課徴金・不当利得返還の併科について、憲法39条、31条、29条（財産権の保障）違反ではないとしている。	は criminal sanction と性格が異なるため、これらの併科が二重の危険にあたりと解されない。	危険にあたると解されない。 ・ sanctions administratives と dommages et intérêts等は性格が異なるために、これらの併科が二重の危険にあたりとは解されない。	はないという意見と憲法違反であるという意見が存在する。	置の併科（課）は、後者が刑事処罰でないため、二重の処罰禁止に反するとは考えられていない（非刑事的制裁措置として立法されたにもかかわらず、それを刑事処罰とみなすべききわめて例外的な場合でない限り）。 ・「非刑事的措置をも含めた措置体系が全体として違反者にとって過重か」は二重処罰禁止の問題ではない。
4．刑事罰と行政上の不利益処分の併科に関する立法における具体的取り扱い	・一般に行政上の金銭的不利益処分と刑事罰の併科の立法がなされているが、刑事罰と課徴金との調整規定があるもの（独禁法、証取法）、刑事罰と過料の調整規定があるもの（商法、独禁法、住民基本台帳法）もある。また、租税法では、刑事罰の量刑上加重算税を考慮。	・競争法分野では、administrative penalty と criminal sanction を同時に受けることは、原則として無い。 （刑事罰は自然人のみを対象としている。） ・ただし、コモンローにおける conspiracy 違反について、法人に刑事罰が科される可能性が理論上残されている。	・競争法分野では、sanctions administratives と peines を同時に受けることは、原則として無い。 ・法制（理論）上、sanctions administratives と dommages et intérêts は相互に排斥するものではない。	・過料と刑事罰は併科することができない。 ・同一の行為が、同時に犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当する場合には、刑法のみが適用される。ただし、刑罰が科されない場合には、秩序違反として過料を科することができる。また、刑罰ないし過料の賦課が確定した場合には、それが相互に一事不再理効を生じる。	・一般に、非刑事的制裁措置としての金銭支払い命令（民事判決／行政命令）と、刑事罰の両方が課せられる立法がなされている。

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第4回、第9回及び第13回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したもの。

主要国における違反抑止制度（競争法）

カルテル等に対する金銭的不利益処分等

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
行政上の金銭的不利益処分	[課徴金]	[Financial Penalty]	[sanction pécuniaire]	[Geldbuße]	[Fines]	[civil penalty] *
(1)目的・性質	違反行為を防止するために行政庁が課す金銭的不利益	違反行為の重大性を反映した不利益を課すこと 不利益を賦課の可能性を事前に示すことにより、違反行為への関与を抑止すること	違反行為により経済的厚生に害を及ぼしたことへの不利益賦課を目的とする(公的秩序を動揺させた行為についての処罰を目的とする刑事罰とは異なる)	違反行為を抑止するための制裁であり、社会倫理的な非難を伴わない。	違反事業者に pecuniary sanction を課し、違反の反復を予防すること 競争法の禁止規定をより実効性あるものにする	* 競争法違反に対する civil penalty はない 予防・抑止を目的とする金銭的不利益処分
(2)算定方法等	事業者・事業者団体 不当利得相当額以上を賦課。 違反行為対象商品に係る売上高に業種・資本金等に応じて定められる乗率を乗じて算出。	事業者・事業者団体 違反事業者の全世界売上高の 10% を上限として法定。 OFT が、法定された上限の範囲内で、法律により定めることとされているガイダンスに従い算定。 不当な経済的利得の推計が可能な場合には考慮要素として採用され得る。(ただし適用事例なし)	事業者 違反事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における違反行為対象商品に係る全世界売上高の 10% を上限として法定。 事業者団体 300 万ユーロ以下 競争評議会が、法定された上限の範囲内で、法律により定められている考慮要素を踏まえ算定。 運用事例をまとめて年次報告で公表。	事業者・事業者団体 100 万ユーロ又は直近事業年度における全世界売上高の 10% のいずれか大きい額を上限として法定。 個人 100 万ユーロ以下 連邦カルテル庁が、法定された上限の範囲内で、秩序違反法及び競争制限禁止法に定められている考慮要素等を踏まえ算定。 過料の算定基準に係るガイドラインは現時点においては存在しない。 過料によって不当利得額を剥奪することを目的として、不当利得額を含めたかたちで過料額を定める(不当	事業者・事業者団体 違反事業者の全世界売上高の 10% を上限として欧州委理事会規則において規定。 欧州委が、理事会規則により定められた上限の範囲内で、自らが定めたガイドラインに従い、算定。 不当な経済的利得の推計が可能な場合には、基礎金額として採用され得る。	・法律の定める額(通常は上限)の範囲内において算定。 ・定額方式と裁量方式は、立法上は半々(1979 年調査)。 ・高額の場合は、算定の考慮要素が行政機関の Penalty Policy として公表されることがある。違反行為によって得た経済的利得、違反による被害の大きさ、組織ぐるみか、実行行為者の主観的要素、違反者の捜査協力の度合いなどが考慮要素として挙げられる。 ・ <u>違反によって得た経済的利得を下回る額を算定することは難しいと思われる。</u>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
				利得分を明示する) こともできる。		(証取法のcivil penaltyの場合) 法人・個人 ・違反行為の重大性に 応じて上限額がそれ ぞれ 3 区分され最高 で 500、000 ドル以下 違法行為者の利得額 が上記金額よりも大 きい場合は、当該額が 上限。 (インサイダー取引 の場合は、その 3 倍ま で)
(3) 執行主体	公正取引委員会	公正取引庁(OFT) (独任制)	競争評議会	連邦カルテル庁 (独任制)	欧州委員会	
(4) 責任主義の有無 (故意又は過失要件の明記の有無)	構成要件になし。	構成要件にあり。 "intentionally or negligently" (故意又は過失) が要件。	構成要件になし。 (主観的要素の存否 に関わらず、損害が現 に社会にもたらされて いるから)	構成要件にあり。 "vorsätzlich oder fahrlässig" (故意又は過失) が要件。	構成要件にあり。 "intentionally or negligently" (故意又は過失) が要件。	(証取法のcivil penaltyの場合) 構成要件にあり。 "deliberate or reckless" (故意又は無謀に) が 要件
(5) コンプライア ンス・プログラムの 取扱い	課徴金においては、コ ンプライアンス・プロ グラムの存在による算 定額の増減はない。	現実に違反を防止し うるだけの効果的で実 質的なものでなけれ ば、制裁金額を減額す る要素とはみなされな い。逆に、コンプライ アンス・プログラムを 設定しておきながら、 違反を繰り返した事業 者に対しては、金銭的 制裁額を増額。	制裁金額の算定にあ たり、コンプライアン ス・プログラムを減額 要素として認めたこ とはない。	コンプライアンス・ プログラムの実施が、 過料を減額する要素に なるかについては、連 邦カルテル庁の担当者 は、減額事由として考 慮しない旨を明言して いたが、弁護士、連邦 カルテル庁の前副長官 及び研究者はその可能 性があるとしている。	コンプライアンス・プ ログラムを減額要素と することについて適切 ではない旨欧州最高裁 が判示。	(証取法のcivil penaltyの場合) SECの方針として、違反を 自ら通告し調査に協力す るならば減額要因として 働くとしている(コンプ ライアンス・プログラム が機能した場合)が、コ ンプライアンス・プログ ラムの存在が直ちに減額 要因になることはなく、 (競争法違反に対する刑事罰) 量刑ガイドラインで

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
						実効的なコンプライアンス・プログラムを刑事罰の減額要素と定めているが、組織ぐるみの犯罪では減額要因から外している。そのため、ハードコア・カルテル事件の量刑で減刑事由にはなりにくく、司法省も訴追時にその存在を減刑要素として考えることはない。（なお、司法省は、司法取引においても、コンプライアンス・プログラムの存在を理由に訴追しないという取扱いはない。ちなみに、コンプライアンス・プログラムの有無はアムネ스티を認める要件でもない。）
(6) 民事損害賠償との調整	課徴金と損害賠償を調整する規定はない。	Financial penaltyの額の決定に当たり、損害賠償の存在を考慮するとの規定や運用基準はない。 自発的な損害賠償の存在を考慮した事例がある。	違反事業者が、損害賠償をしたとの事実が、金銭的制裁賦課に際して考慮しなければならないものではない（そのような規定はない）。	過料額の算定にあたり、違反者によって損害賠償が行われたことが考慮されるとする明文規定はなく、運用についても認識が一致していない。ただし、カルテル庁が過料を課した後に被害者が訴訟を起こすのが通常であるため、このような問題はあまり生じない。	損害賠償をした事業者には、低いfineを賦課という論理的関係はない。 もっとも、損害賠償の実施により、事業者が不当利得を拠出したことは、当該事業者に対するfine額を下げる事情（減軽事由）にはなりうる（ex. 任天堂並行輸入妨害事件）。	（競争法違反に対する刑事罰） 量刑が、被害者救済のための措置——損害賠償私訴や州政府による損害賠償訴訟、政府契約の違約金等——を考慮して、減額されるべきであるとの考え方はない。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
				なお、連邦カルテル庁は不当利得の剥奪処分（Vorteilsabschöpfung）を行うことができるが、民事上の損害賠償履行、過料賦課又は没収・追徴命令により、すでに経済的利得が剥奪されている場合には重ねて処分を行うことはできない。	ただし、損害賠償相当額のどれだけの額を、fine 額から控除すべきかについて、基準があるわけでもなく、議論も進んでいない。	
(7) 審査等手続における適正手続の保障	間接強制による調査権限であり、裁判所の許可状は必要とされない。 公取委規則上、事件審査に特に支障を生じることとならない場合には留置物の閲覧謄写が可能。 行政上の目的を達成するための手続であって、それが刑事責任追及に直接結びつく作用を一般的に有さない場合には、憲法 38 条の保障は及ばない。	搜索権限なしの立入検査（要 2 日前告知）は裁判所の許可状を必要とせず、搜索押収及び私邸への捜査ができる立入検査は許可状を必要とする。 要許可状立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない（ただし原本は 3 ヶ月以内に返却される。）。 判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により保障される。	搜索権限なしの立入検査は裁判所の許可状を必要とせず、搜索押収及び私邸への捜査ができる立入検査は許可状を必要とする。 要許可状立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない（ただし原本は 6 ヶ月以内に返却される。）。 判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により保障される。	立入検査（搜索押収及び私邸への捜査可）は許可状を必要とする。 立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない。 競争法上、自己負罪拒否特権は、個人には保障されるが、法人には保障されない。 被審人による申立て又は職権により、公開かつ口頭での審理を行うことができる。	事業所への立入検査（搜索押収可）は許可状は必要とせず、私邸等への立入検査（搜索押収可）は許可状を必要とする。 立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない。 判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により、保障される。	連邦刑事手続による。 （資料 9 参照）

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
(8) 行政処分前後の手続	委員会は、排除措置命令の内容、認定した事実等を記載した文書を被審人に送付する。 被審人の申出により、委員会が認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠等の説明を行う。 被審人は、文書で意見を申述することができる。特に必要がある場合には、口頭で申述することができる。	OFT 長官は、根拠となる事実、命令の内容、命令の根拠法令等を記載した告知書を被審人に送付する。 OFT は被審人に対し、告知書に記載の事実に関係する証拠資料を調べる機会を与えない。 OFT 長官は、被審人に対し、書面での弁明の機会を付与することができる。また被審人から申し出がある場合には、口頭にて弁明させることができる。	競争評議会報告官（審査官）は、告知書を被審人等に送付する。 被審人は、文書送付後、評議会、証拠開示を求めることができる。 被審人は 2 ヶ月以内に告知書に対する意見書を提出することができる。 その後、競争評議会は、根拠となる事実（証拠）所見等を記載した報告書を被審人等に送付する。また、報告書に対して被審人は、2 ヶ月以内に報告書に対する意見書を提出することができる。 競争評議会は、決定を行う会議を非公開で行う。この場において被審人は、弁明の機会の付与を受けることができる。	被審人に対し、口頭による弁明の機会が付与される。 調査資料の閲覧については、調査が終了していない場合、調査の目的を害する場合を除き、代理人に対して認められている。本人に対しては認められていない。競争当局は、調査が終了するまでには、閲覧の権利があることを代理人に伝えなければならない。	欧州委は、違反事実の要旨、委員会の主張等を記載した告知書を被審人に送付する。 異議告知書送付後、欧州委は被審人に対し、証拠へのアクセスを認めなければならない。 欧州委は、被審人に、欧州委が認定した事実への抗弁、反証証拠等を提示させることができる。また、被審人の求めにより、弁明の機会を与えない。 口頭による弁明は、聴聞官によって執り行われる。	（連邦取引委員会による排除措置命令の場合） 行政法判事（ALJ）による正式ヒアリング、連邦取引委員会による ALJ 仮決定の見直しの機会、証拠開示等、行政手続法（APA）による正式手続（ほぼ裁判手続に沿ったもの）が履践される。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
	(審判) 公正取引委員会により、独占禁止法第八章第二節及び公取委審判規則に則り行われる。	(審判 (Tribunal)) OFT による決定の後、OFT とは独立した競争控訴審判所 (専管) において、民事訴訟類似の手續に則り行われる。	なし	なし	なし	なし
(9) 裁判所による司法審査	(審級省略) 東京高等裁判所 (専管) 最高裁判所	控訴院 貴族院 (最高裁判所)	パリ控訴院 (専管) 破棄院	デュッセルドルフ高等裁 (専管) 連邦最高裁判所	欧州第一審裁判所 欧州司法裁判所	地方裁判所 控訴裁判所 最高裁判所
(10) 取締役等に対する措置	なし	資格剥奪・欠格措置 (Disqualification Order)	なし	なし	なし	(競争法違反に対する刑事手続) なし
(11) 警告等の公表	あり	なし	なし	なし	なし	なし
刑事罰	個人・法人の代表者等 3 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金 法人 5 億円以下の罰金	個人 (カルテル) 5 年以下の禁固又は罰金 (上限なし) 法人 なし	個人 (カルテル) 4 年以下の禁固又は 75,000 ユーロ以下の罰金 法人 (カルテル) なし	個人 (入札談合) 5 年以下の自由刑又は罰金 独刑法第 298 条による。	(刑罰権なし)	(シャーマン法1条違反の場合) 個人 10 年以下の収監又は 100 万ドル以下の罰金 法人 1 億ドル以下の罰金 又は 違反行為による収益・被害の 2 倍額以下の罰金

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
						(証取法違反の場合) 個人 20 年以下の禁固又は 500 万ドル以下の罰金 法人 2500 万ドル以下の罰金
二重処罰について	合憲判決	現行制度上、法人が二重処罰の対象となることはない。	現行制度上、法人が二重処罰の対象となることはない(ただし、法改正により状況変わる可能性あり)。	現行制度上、法人が二重処罰の対象となることはない。	現行制度上、法人が二重処罰の対象となることはない。	合憲判決

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第 4 回、第 9 回及び第 13 回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したもの。

不公正な取引方法相当規制（廉売規制、優越的地位濫用規制及び再販売価格拘束規制）の概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
廉売規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 6 項)	ロビンソン・パットマン法第 3 条	競争法第 18 条 (市場支配的地位濫用)	商法第 L.420 - 5 条	競争制限禁止法第 20 条第 4 項	EC 条約第 82 条 (市場支配的地位濫用)
違反要件	・ 正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給 ・ 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ ・ 公正な競争を阻害するおそれ	・ 短期的に競争業者を排除し長期的に競争を低下させることを目的として、適切な方法で計上される費用以下の価格設定将来損失を埋め合わせる合理的見込み	・ 市場支配的地位にある事業者が ・ 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定 ・ 競争を妨げる効果	・ (メーカー及び加工を行う流通業者が) ・ 競争業者を排除する目的で費用を下回る価格 ・ 競争業者を市場から排除する効果	・ 中小企業の競争者に対して優越的地位にある事業者が ・ 競争者排除の意図をもって ・ 原価を下回る価格で一時的ではなく販売	・ 市場支配的地位にある事業者が ・ 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定 ・ 競争を妨げる効果
金銭的不利益処分	なし	刑事罰	Financial Penalty	sanction pécuniaire	Geldbuße	Fines
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局(独任制) 連邦取引委員会	公正取引庁(独任制)	競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	欧州委員会
特記事項	法第 3 条(私的独占・排除型)でも規制され得る。 我が国の「不公正な取引方法」は「公正な競争を阻害するおそれ」であるところ、このように競争秩序への悪影響が「おそれ」の程度でも規制する国は限定的である。	シャーマン法第 2 条(独占の企図)でも規制され得る。 司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。 (1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)	EC 条約第 82 条違反としても規制され得る。	加工を行わない流通業者に係る廉売規制については、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当している(商法第 L.442-2 条)。 これまで制裁金を課した事例はない。 EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。	EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
優越的地位の濫用規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 14 項)			商法第 L. 420 - 2 条	競争制限法第 20 条第 2-3 項	
違反要件	- 取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位) ・ 正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えること ・ 公正な競争を阻害するおそれ			・ 相手方が相対的に経済的従属状態にある場合 ・ 販売拒絶、抱き合わせ、差別的行為などの濫用行為 ・ 競争の機能、構造に影響を及ぼすおそれ	・ 中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合 ・ 客観的に正当な理由なく、取引に際して自己に有利な条件を設定	
金銭的不利益処分	なし			sanction pécuniaire 刑事罰(詐取の意図がある場合)	Geldbuße	
執行機関	公正取引委員会			競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	
特記事項					運用上、禁止決定手続による事件処理手続をしており、制裁金は課されていない。	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
再販売価格拘束規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 12 項)	シャーマン法第 1 条 (取引制限の禁止)	競争法第 2 条 (反競争的協定の禁止)	商法第 L.420 条 - 1 条	競争制限禁止法第 1 条	EC 条約第 81 条 (反競争的協定の禁止)
違反要件	・ 正当な理由がないのに相手方の販売価格の自由を拘束する条件を付けること ・ 公正な競争を阻害するおそれ	・ 最低再販売価格維持行為 ・ 最高再販売価格維持行為 (違法要素と合理性要素との比較衡量)	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに) 競争を実質的に制限する効果	・ 価格を人為的に引き上げ又は引き下げることによって市場の自由な作用に基づく価格決定に対する妨害	・ 競争を制限し若しくは阻害する目的又は効果	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに) 競争を実質的に制限する効果
金銭的不利益処分	なし	(州政府等による損害賠償請求権)	Financial Penalty	sanction pécuniaire 刑事罰 (詐欺の意図がある場合)	Geldbuße	Fines
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局 (独任制)	公正取引庁 (独任制)	競争評議会	連邦カルテル庁 (独任制)	欧州委員会
特記事項	法第 3 条 (私的独占・支配型) でも規制され得る。	司法省は、当然違法の水平的協定 (価格カルテル、入札談合、市場分割協定等) にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。 (1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)	EU における規制に同じ。	上記以外としては、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当しているものがある (商法第 L.442-5 条)	新聞・雑誌については、除外規定がある (競争制限禁止法 30 条)	

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第 4 回、第 9 回及び第 13 回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したもの。